

国際民商事法センター（ICCLC）の役割と今後の課題

財団法人国際民商事法センター理事長

原 田 明 夫

1 財団法人国際民商事法センター（ICCLC）の設立趣旨

ICCLC は、1996 年（平成 8 年）4 月に、当時の国際協力事業団（JICA）が発展途上国に対する国際経済援助（ODA）の無償援助の一環として、市場経済に移行しつつあるアジア諸国の民商事法を中心とする基本法の整備支援を行うに当たり、その支援事業の委託を受ける目的で、法務省を始めとして政府と緊密な連携を図りつつ、経済界・法律学者・法曹界の協力を得て設立された。

すなわち、アジアで目覚ましい発展を遂げつつある国々でも、経済活動に必要な民商事法を中心とする法制の整備が遅れ、また、それを運用する人材が不足しているため法制度が十分機能していないことが懸念され、我が国に対して法制度基盤整備のための支援・協力が求められ、これに応える動きであった。

このような要請に応じることは、我が国がアジア諸国との経済関係を発展させ、一般的な国際関係の友好増進に繋がると期待されたのである。

2 ICCLC 事業の進展

(1) 法整備支援の進展

当初、ベトナム、カンボジアに対する民法、民事訴訟法の整備支援が先行したが、次第に対象国がラオス、ウズベキスタン、インドネシア、ミャンマー、中国などに拡大するとともに、その内容も、倒産法制、和解・調停法制などの個別特定の分野に進展しつつある。また、法律の整備にとどまらず、人材の育成などを念頭に、問題点を絞った国際研修や相互研究の開催など協力の在り方・方法についても多様化・多面化しつつあるのが現状である。

(2) 関連事業の展開

ICCLC の事業として特筆すべきは、次の三つである。いずれも JICA の ODA 事業としての法整備支援ではないが、関係団体との連携による重要な活動の展開と考えられる。

① 日中民商事法セミナー

このセミナーは、ICCLC 発足直後から、中国の国务院直属の国家发展改革委員会と法務省、JETRO が共催する形で、隔年ごとに、日本と北京で交互に開催され、

昨年 10 月には北京で第 13 回目のセミナーを行った。

その内容も、その時々の方々の関心事を取り上げ、昨年は、中国で施行されたばかりの独占禁止法の実施・運用に関する問題点をテーマとした。

② 日韓パートナーシップ研修

この研修は、韓国の大法院と日本の法務省及び最高裁判所の不動産及び商業登記・供託制度・戸籍制度・民事執行制度関係者が相互に交流しつつ研修するもので、既に昨年には 10 回目の研修を実施し、両国の民商事の権利保全関係実務の問題点について相互理解を深めながら研修する得難い機会になっている。

③ アジア・太平洋諸国法制度調査研究・シンポジウム

この研究・シンポジウムは、法務省と ICCLC が JETRO、関西を中心とする各大学の会社法関係の学者と弁護士の協力を得て、中国、シンガポール、フィリピン、タイなどのアジア諸国に進出する日本企業に関わる会社法上の諸問題をテーマとして研究している。

3 現状の問題点と将来への展望

先日 2009 年 1 月 16 日、法務省法総研・JICA 共催の「第 10 回法整備支援連絡会」が大阪・東京で開催された。私は、この会議に後援団体の一つである ICCLC を代表して出席した。この連絡会は、法総研国際協力部が実質的に企画して開催されてきたもので、従来から、我が国の「法整備支援」の活動の主体が JICA の ODA（無償援助）に係るものであっても、各大学のほか、弁護士会その他各種団体等が独自のプログラムとして実施してきたものもあるので、その情報交換を目的に開催されてきた。

今回の連絡会では、国連開発計画（UNDP）のベトナム事務所政策アドバイザーであるニコラス・ブース氏が「開発途上国への法整備支援」と題する特別講演を行い、日本の法整備支援の在り方を評価しつつ、国連の立場から今後における支援関係国間の相互協力・調整の必要性を述べた。

日本政府としては、2006 年（平成 18 年）、内閣に関係閣僚による「海外経済協力会議」が設けられ、その重要な課題の一つとして「法整備支援」を戦略的に進めるべき旨が合意され、関係省庁間で「基本計画」を策定中で、我が国の国際貢献・国際協力としての「法整備支援」を一層充実しようという気運が高まっているとのことであり、その中で、アジアにおける法の支配と司法アクセス拡大に向けた法務省や日弁連の取組が紹介され、また、慶応義塾大学大学院法務研究科の松尾弘教授から、法整備支援に関して「良い統治と法の支配」の意味づけを理論的・戦略的により詳細に検討すべきことが提言された。

このような論議を通じて、私が ICCLC の立場から、法整備支援を含む我が国の国際協力の在り方について感じた問題点は、次のとおりである。

(1) 国の政策としての国際協力に関する総合的視点の必要性

「安全保障会議」とは別に、内閣に「海外経済協力会議」が設置され、言わば「ソフトパワー」による国際関係の調整について、より広い意味での国益実現と安全確保を図るために、各種政策を立案する司令塔的役割を果たそうとしていることを高く評価したい。その一端として、一国内及び国際的な紛争を平和的手段によって防止し解決するために、「法による平和」の観念が改めて理解され、実現されることが望ましい。そのためにこそ「法整備支援」の概念が、より積極的に、国際経済協力の枠内で展開され、定着するよう努力してほしい。

その活動への参加者としては、国家機関のみならず、大学、日弁連、日本法律家協会などの非政府機関、社会的責任(CSR)の観点から参加する民間企業・個人をも含む総合的な幅広い人々の協働が必要になる。

(2) 法整備支援参加者の育成と支援

従来から大学関係者、弁護士、その他のボランティアの立場で「法整備支援」の様々な分野で協力されてきた多くの先達の意見を聞くと、これに参画したことによる達成感と自己満足はもとよりあるが、政府を含めた社会全般の目から見た評価と意味づけが行われると、より積極的に参加する人々へのインセンティブになるのではないかと指摘されている。

最近では、大学での各種講義の中で、国際協力の分野での「法整備支援」の意味づけに多くの学生から高い関心が寄せられている、とのことである。我が国の国際的プレゼンスが近年ますます少なくなりつつあるとの内向き傾向が指摘される中で、若い世代の人々に将来の国際的活動の分野に向けて夢と希望を与えることができるよう工夫することが望ましい。また、この分野での活動には、若い世代の活力が大切であるが、それらの若い人々が真に有効な支援活動に参加するためには、経験を積んだ人々からの育成への支援が必要と考えられる。

(3) 海外開発援助（ODA）としての援助と国際協働の新たな展開

先に見た日中民商事法セミナーのような展開は、従来のOECDの定義する一方的な開発援助の範囲からでは捉えきれない意味を持っている。すなわち援助対象国から卒業した国々との間での「統治制度とその運用」に関する相互研究・協力との面を持つソフト面での協働の有用性を理解することが必要である。この面では、ODAを包括的に担当するため組織を改めた新生JICAの新しい事業としての可能性の他、ODAの対象国を卒業した国々との間での「国際協働」の新たな分野も想定される。

このように考えてくると、ICCLCとしても、従来のODAの一環としての「法整備支援」の委託を受ける立場での事業を行いつつ、NGOとしての立場から、国のソフトパワーを補完する「統治機能の強化を支援する海外協力」の一端を担う組織としての活動ができるようするにはどうしたらよいか、という見地から検討を進める必要がある。今回の「法整備支援連絡会」で、ICCLCの理事小杉丈夫弁護士が、この

ような観点から，政府の支援活動，それを支える民間企業等の理解と支援，さらにはローエイシア¹（The Law Association for Asia and the Pacific）のような草の根の国際的な法律家の国際交流の協働も必要であることを長い経験に基づいて総括されたことは誠に貴重な視点だと感じた。今後とも，この観点からもICCLCの役割が評価されるよう努力したい。

¹ オーストラリアに本部をおく，アジア・太平洋地域 24 か国の法律家の任意団体